

社会福祉法人吉川仲よし会における個人情報の取扱い規則

1 目的

この規則は、個人情報の取扱いに伴う個人の権利利益の保護を図るため、社会福祉法人吉川仲よし会が運営する保育園（以下「園」という。）が個人情報の適正な取扱いの確保に関し必要な事項を定めるものである。

2 対象とする個人情報

- (1) この規則において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）をいう。
- (2) この規則は、情報の処理形態のいかんにかかわらず、園がその事業活動に伴って取り扱う個人情報のすべてを対象とする。

3 個人情報の取得

- (1) 個人情報の取得は、園の正当な事業の範囲内において、利用目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で行うものとする。
- (2) 個人情報の取得は、適法かつ公正な手段により行うものとする。
- (3) 個人情報を取得するときは、原則として本人が利用目的を確認できるようにするものとする。
- (4) 個人情報の本人以外のものからの取得は、本人の権利、利益を不当に侵害するおそれがない場合に限るものとする。

4 個人情報の利用または提供

- (1) 個人情報の利用または提供は、原則として利用目的の範囲内で行うものとする。
- (2) 利用目的の範囲を超えて個人情報を利用し、または提供しようとするときは、本人の同意がある場合または本人の権利利益が不当に侵害されるおそれのない場合に限るものとする。

5 個人情報の適正管理

- (1) 個人情報は、利用目的に必要な範囲内で、正確かつ最新なものに保つよう努めるものとする。
- (2) 個人情報の取扱いに当たっては、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- (3) 保有する必要がなくなった個人情報は、確実に、かつ、速やかに廃棄し、または消去するものとする。
- (4) 個人情報の取扱いを伴う事業を委託するときは、受託者に対して、個人情報の保護のために適切な措置を講ずるよう求めるものとする。
- (5) 個人情報が記録されている物理的媒体（フロッピーディスク、CD、DVD、USBフラッシュメモリー等）及びデータファイル（メール添付を含む）を園外に持ち出してはならない。やむを得ない事情によって持ち出さなければならないときは、次の事項をあらかじめ園長に申し出て、その許可を得なければならない。

- (ア) 持ち出す目的
- (イ) 情報を持ち出す個人の範囲
- (ウ) 持ち出す個人情報の範囲
- (エ) 持ち出し先
- (オ) 持ち出す日時

6 個人情報の開示等

- (1) 本人から自己の個人情報について開示を求められたときは、原則としてこれに応ずるものとする。
- (2) 本人から自己の個人情報について事実の誤りがあるとして訂正、追加または削除を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。
- (3) 本人から自己の個人情報について不適正な取得、利用または提供があるとして利用の停止、消去または提供の停止を求められたときは、内容を確認の上、原則としてこれに応ずるものとする。

7 苦情の処理

個人情報の取扱いに関する相談窓口を設置し、個人情報の取扱いについて苦情等があったときは、適切かつ迅速に処理するものとする。

8 実施責任

個人情報の取扱いについて権限を有する者は**園長とし**、この指針を遵守する責任を負うものとする。

付則

この規則は、平成19年11月1日から施行する。

付則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

付則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。